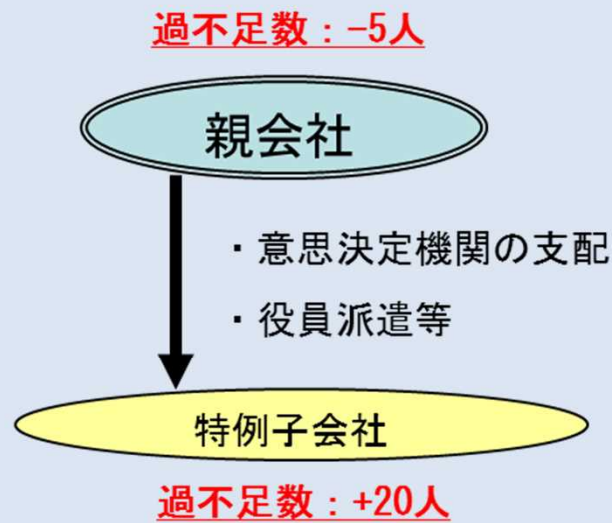


## 概要

- 個々の事業主に対し、従業員の一定割合(=法定雇用率2.0%)以上の障害者の雇用を義務付けている。
- 現在、特例子会社(子会社と親会社とで合算)や事業協同組合等(組合と組合員である事業主全体で合算)を活用した障害者雇用率の算定に関する特例制度がある。
- **中小企業の障害者雇用の促進を図る観点**から、主に同業種の事業主が設立する事業協同組合方式に加えて、異業種の事業主の参画が期待でき、簡便に設立できる**有限責任事業組合(LLP)を新たに加える**。  
(本特例を盛り込んだ国家戦略特区区域計画の認定は、内閣総理大臣が行う。)

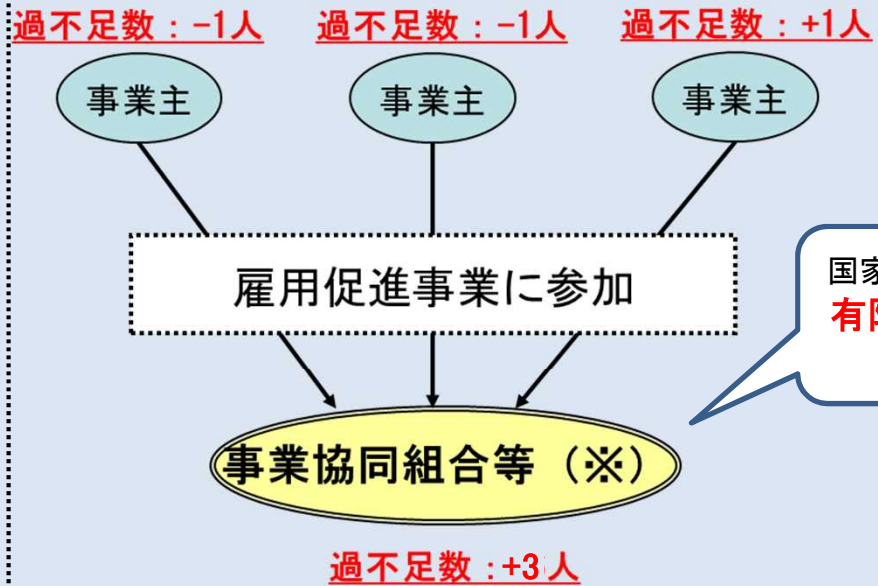
## 現行の特例制度

### 〔特例子会社制度〕



→特例子会社と親会社とで合算して実雇用率を算定 **(+15人)**

### 〔事業協同組合等を活用した算定の特例〕



→事業協同組合等と組合員である事業主全体とで合算して実雇用率を算定 **(+2人)**

国家戦略特区での特例として、**有限責任事業組合(LLP)を追加**

※現行制度の対象  
(事業協同組合その他の特別の法律に基づく組合)  
 ・事業協同組合  
 ・水産加工業協同組合  
 ・商工組合  
 ・商店街振興組合